**2019年度鳥取大学みらい基金（国際交流支援事業）**

**派遣学生支援事業【交換留学】**

**募集要項**

１．申請資格

・本学正規課程に在籍している者（留学生を除く）

・大学間の交換留学制度（※１）に基づき、３ヶ月～1年間留学する意志のある者

・2019年4月1日～2020年3月31日の間に出発する者

・他の奨学金を受給していないこと

・「海外安全教育」（2013年度開講）または「海外安全マネジメント」（2014年度以降開講）の修得者、または留学出発前に修得を確約できる者

２．支給額

150,000円／人

1. 支給人数

10人程度

４. 申請期限

2019年7月8日（月）17:00

５．提出書類

　　・「鳥取大学みらい基金派遣学生支援事業（交換留学）申請書」

　　・成績証明書

６．申請方法

　　申請者（交換留学を希望する学生）が「鳥取大学みらい基金派遣学生支援事業（交換留学）申請書」に記入し、成績書証明を添付して、学生部国際交流課学生交流係に提出すること。

７．選考方法及び決定

　　申請者全員に対して面接を実施する。

　　GPA及び申請書類を点数化し、上位10名を決定する。

８．その他

・支給人数が10名に満たない場合は、2019年秋頃を目処に再募集する。

　　・採択されない場合でも交換留学は可能（奨学金なしでの留学）

　　・同一学生の同一大学への留学は1回限りの支給とする。

　　・本申請とは別に、所属学部での手続き及び留学を希望する大学への留学申請手続きが必要。詳細は、所属学部教務係、国際交流課学生交流係、各協定校の担当教員に相談すること。

９．問合せ及び書類提出先

　学生部国際交流課　学生交流係

　　　Tel　0857-31-5056

　　　Email　[kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac-jp](mailto:kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac-jp)

※１　交換留学制度とは

交換留学制度とは、本学と学術交流協定及び学生交流に関する覚書を締結している海外の大学（協定校）との間で学生を相互派遣・受入する制度である。派遣先大学が指定する入学資格を満たし、本学に授業料を通常通り納めた者は、派遣先の検定料・入学料及び授業料を納めなくても、３ヶ月～１年間留学することができる。

派遣先で取得した単位は、本学における授業科目として認められる場合がある。

協定校一覧：　<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/exchange-school>